

長野県市長会危機管理建設部会 次第

日時：令和2年10月21日（水）

危機管理部関係 13：00～

建設部関係 13：55～

場所：県議会増築棟 3階 第2特別会議室

1 開 会

市長会部会長あいさつ

県各部長あいさつ

2 会 議

（1）県等に対する要望事項等について

（2）その他

3 閉 会

危機管理建設部会出席者名簿

令和2年10月21日(水)

県議会増築棟3階 第2特別会議室

所 属	職 名	氏 名
13:00～13:55 危機管理部	部 長 消防課長 危機管理防災課長	竹 内 善 彦 前 沢 直 隆 布 山 澄
13:55～14:45 建 設 部	部 長 建設政策課 技術管理室長 道路管理課長 参事兼道路建設課長 河川課長 建築住宅課長	田 下 昌 志 青 木 謙 通 勝 野 由 弘 坂 下 伸 弘 吉 川 達 也 小 林 弘 幸
市 長 会 危機管理建設部会	部会長 佐久市長 駒ヶ根市長 中野市長 塩尻市長 市長会事務局 局 長 次 長	柳 田 清 二 伊 藤 祐 三 池 田 茂 小 口 利 幸 青 木 弘 前 島 卓

令和2年度 長野県市長会各部会議題一覧

【 危機管理建設部会 】

所属市：佐久市・中野市・塩尻市・駒ヶ根市

No.	議題	提出市	県担当課	時間	希望市
1	消防団員の準中型自動車免許取得に係る地方財政措置の拡充について	塩尻市	消防課	10	2 上田、駒ヶ根
2	防災行政無線設備の総合的な支援について	安曇野市	消防課		4 松本、岡谷、千曲、安曇野
3	新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者への災害時避難情報の提供等について	須坂市	危機管理防災課 感染症対策課		15 8 須坂、小諸、中野、大町、飯山、茅野、佐久、千曲
4	広域災害における県の指導・調整機能の拡充について	千曲市	危機管理防災課		15 5 須坂、駒ヶ根、大町、茅野、千曲
5	被災者の生活再建支援について	—	危機管理防災課		15 県からの提案
6	「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の継続・採択要件の拡充、緊急防災・減災事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、緊急自然災害防止対策事業債の時限措置廃止及び拡充について	長野市 上田市 須坂市	建設政策課 市町村課	15 15	長野、松本、上田、岡谷、諏訪、須坂、小諸、伊那、中野、大町、茅野、佐久、千曲、東御、安曇野
7	高速道路に架かる市道橋・水路橋の点検、修繕に対する支援について	伊那市	道路管理課	10	6 岡谷、諏訪、小諸、伊那、茅野、塩尻
8	長野県道路公社が管理・運営する有料道路の早期無料化について	中野市	道路建設課		2 中野、塩尻
9	河川監視カメラ及び危機管理型水位計の設置・増設等による情報発信の推進について	上田市	河川課	15	12 松本、上田、岡谷、諏訪、須坂、伊那、駒ヶ根、中野、飯山、塩尻、東御、安曇野
10	ハザードマップ作成事業に関する財政支援について	東御市	河川課		2 伊那、東御
11	空き家問題解決への支援制度等について	諏訪市	建築住宅課	10 11	松本、上田、諏訪、小諸、駒ヶ根、大町、飯山、塩尻、佐久、東御、安曇野

【危機管理建設 1】（7月副市長会、8月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）	分野	☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☒ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	総務省
	☐ 県	担当部局	
	☐ その他	名 称	
件名	1 消防団員の準中型自動車免許取得に係る地方財政措置の拡充について		
提案市	塩尻市		
提案要旨	消防団活動を維持継続するため消防団員が準中型自動車運転免許を取得する経費について、地方公共団体が助成を行った場合の地方財政措置の拡充を要望する。		
提案理由	平成29年3月12日の道路交通法改正により、普通免許で運転できる自動車は車両総重量3.5トン未満となった。現在の消防ポンプ車は車両総重量5.0トン未満であり、運転できない消防団員が生じ、消防団活動に支障をきたしている。 消防団員が準中型免許を取得する経費に対して公費助成をした場合、特別交付税により地方財政措置を講じているが、国の制度改正により、消防団活動に支障が生じたことから国の責任において、10/10の地方財政措置を要望するものです。		
現況及び課題等	塩尻市は、車両総重量5.0トン未満の消防ポンプ車を8台所有しており、将来的に消防ポンプ車を運転できない消防団員がさらに増加し、消防団活動に支障が生じる。		
関係法令			

【危機管理建設 2】（1月副市長会、4月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）	分野	☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☒ 危機管理建設
要望先	☒ 国 担当省庁 総務省 ☐ 県 担当部局 ☐ その他 名 称		
件名	2 防災行政無線設備の総合的な支援について		
提案市	安曇野市		
提案要旨	住民への有効な情報伝達手段の構築について、国による仕組みづくり及び防災行政無線の設備を改善するための制度の拡充等を要望する。		
提案理由	令和元年東日本台風への対応の際に、市内236か所に設置してあるデジタル同報系防災行政無線の屋外拡声子局（スピーカー）を使って情報提供したが、風雨により聞こえないといった苦情が寄せられた。 現状の設備を最大限活用し、災害発生時に確実な情報伝達ができるように、多様な情報伝達手段の構築、新たなシステム導入やその維持管理について、国による仕組みづくりと、現在の特別交付税措置の対象事業の拡充等について要望する。		
現況及び課題等	放送内容についてはメール配信を含め、防災行政無線で放送した内容をフリーダイヤルで確認できるテレホンサービスや緊急告知機能付き防災ラジオで確認することができるが、メール登録者は約5,000人で、人口の5%、防災ラジオの販売者数は約3,700台で、世帯の9%となっている。また、緊急情報などについては、市ホームページやツイッター、ヤフー防災アプリでお知らせしているものの、情報弱者へ確実に情報を伝達する手段が課題となっている。		
関係法令	防災基盤整備事業		

【危機管理建設 3】(8月総会採択)

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 (. . . 第 回総会 ; 市)		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他 ()	分野	☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☒ 危機管理建設
要望先	☐ 国 担当省庁 ☒ 県 担当部局 危機管理部・健康福祉部 ☐ その他 名 称		
件名	3 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者への災害時避難情報の提供等について		
提案市	須坂市		
提案要旨	災害発生時等において、新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者とされる住民が不安なく避難できるよう、保健福祉事務所と市町村が連携した、濃厚接触者への避難情報連絡体制の整備を要望する。		
提案理由	発災時等において居住市町村が開設する避難場所・避難所に避難する際に、濃厚接触者自身が避難をためらうことが推測される。 しかし、新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者は、保健福祉事務所の指示により行動しており、発災時においても、市町村から直接当該住民に情報提供することはできない。 命を守る行動を促し、安心を確保するため、保健福祉事務所から濃厚接触者に対し、避難すべき避難場所・避難所情報を居住市町村へ問合せることを指示、又は市町村から保健福祉事務所に濃厚接触者用の避難場所情報を提供する必要がある。		
現況及び課題等	現在、県域を越えた往来が再開され、県民に感染者・濃厚接触者の発生・増加が懸念される中、避難場所等における感染対策が進められているが、特に自宅待機の濃厚接触者の感染に対する心的不安を解消する必要がある。 しかし、現時点で県から市町村への情報提供は濃厚接触者の数のみのため、市町村から濃厚接触者に避難情報を伝える手段がない。 そのため、市町村と県との連絡体制(個人情報の取扱いを含む)を整備し、市町村が設置する濃厚接触者用避難場所等の情報を共有し、当該住民に提供する必要がある。		
関係法令	長野県新型インフルエンザ等対策行動計画		

【危機管理建設 4】（1 月副市長会、4 月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 (・ ・ 第 回総会； 市)			
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他 ()		分野	☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☒ 危機管理建設
要望先	☐ 国	担当省庁		
	☒ 県	担当部局	危機管理部	
	☐ その他	名 称		
件名	4 広域災害における県の指導・調整機能の拡充について			
提案市	千曲市			
提案要旨	複数の市町村に及ぶ広域的な災害において、災害救助費や国、県の支援制度における市町村間での対応や支援に格差が生じないように、県（災害対策本部）の積極的な指導、調整を行っていただくよう要望する。			
提案理由	住家の被害認定調査件数が数百件に及ぶような場合、コーディネーターが必要となるため、令和元年東日本台風災害時では県内外から大勢の支援や県に調整を行っていただいた。 しかしながら、派遣していただいたコーディネーターの見解による被害認定の判断や市町村間の判断に齟齬が生じ、結果的に市町村間で支援制度に大きな格差が生じてしまった。 このようなことから、災害時は県においても横断的に現地の調査を行い、市町村の被害認定に関する指導や格差を生じさせないため、市町村間の調整を行っていただくよう要望する。 また、県によるリエゾン派遣制度について、県災害対策本部と市町村本部との連絡調整や指導を積極的行っていただける制度となるよう併せて要望する。			
現況及び課題等	令和元年東日本台風災害において、住家の被害認定を行う際に、県が主催した研修会に数名の職員は参加しているが、これほど大規模でコーディネートできる職員の確保までは想定していなかった。「総務省被災市区町村応援職員確保システム」による対口支援により、被害認定調査は実施できたが、隣接市・地域とで大きな差が生じてしまった。今後は発災直後に、県による統一的な基準、適切な指導、市町村間の調整をお願いしたい。			
関係法令	防災基本計画（中央防災会議）			

【危機管理建設 6】（1月副市長会、4月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）	分野	☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☒ 危機管理建設
要望先	☒ 国 担当省庁 総務省、財務省、国土交通省 ☐ 県 担当部局 ☐ その他 名 称		
件名	6 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の継続・採択要件の拡充、緊急防災・減災事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、緊急自然災害防止対策事業債の時限措置廃止及び拡充について		
提案市	長野市・上田市・須坂市		
提案要旨	重要インフラの防災、減災対策の更なる推進のため、令和2年度までとされている緊急対策の期間の延長（継続）と採択事業の拡充、交付要件の緩和、事業債の時限措置の廃止及び財政措置の拡充を要望する。また、令和3年度から国土強靱化地域計画の策定を交付要件とする方向の国土強靱化関係交付金について、策定中の自治体に猶予期間を設けるなど、各自治体の事情も十分に考慮するよう要望する。		
提案理由	令和元年東日本台風に伴う豪雨により、堤防の決壊や越水、大規模な土砂崩落や倒木など、極めて甚大な被害が発生した。当面は、この災害の復旧・復興を進めていくことから、並行して防災・減災対策を進めることが困難であることをはじめ、市民生活を支える重要インフラの機能を維持するためにも、今後も継続して防災・減災対策を実施していく必要があり、令和2年度に最終年を迎える「緊急対策」の延長を要望するとともに、関係事業債の時限措置廃止及び財政措置の拡充を要望するもの。また、緊急対策の採択要件についても地方都市の実情がより反映されるよう、更なる拡充を求めるもの。		
現況及び課題等	長野市では、国交省所管国土強靱化緊急対策事業として、33路線、事業費約9億円を予定するが、道路法面の安全点検で対策が必要と判断した箇所が150程度あり、国の強力な財政支援が必要な状況である。市管理橋梁の耐震化は採択要件に合致しないため、防災・安全交付金事業で対応中。 上田市・須坂市では、これまで、公共施設の耐震化や防災行政無線の更新等に関係事業債を活用してきたが、耐震化が必要な公共施設が多く残っており、今後も計画的に整備を進めていく必要がある。		
法令関係	地方財政法、地方財政法施行令		

【危機管理建設 7】(4月総会採択)

区分	☐ 新規 ☒ 再提案 (H27・4・16 第136回総会；伊那市)		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他()		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☒ 危機管理建設
要望先	☒ 国 ☐ 県 ☒ その他	担当省庁 担当部局 名 称	国土交通省 高速道路会社
件名	7 高速道路に架かる市道橋・水路橋の点検、修繕に対する支援について		
提案市	伊那市		
提案要旨	高速道路に架かる市道橋・水路橋の点検、修繕については、管理者である地方自治体の負担が大きいため、国の更なる支援と、高速道路会社の負担をお願いしたい。		
提案理由	高速道路に架かる市道橋等は、橋梁の老朽化が進んでいる。市道橋からの落下物が原因となる事故が発生した場合の影響や責任は多大であり、早期に修繕等を行う必要があるが、地方自治体単独では財政的な負担が大きく計画どおり進まない懸念がある。		
現況及び課題等	伊那市の高速道路に架かる市道橋は19橋あり、水路橋を含めると22橋になる。建設から45年を経過し老朽化が進み、コンクリート剥離・落下により通行に影響を与えかねない損傷も確認され、緊急な対応が必要な状況であるが、22橋を短期間に修繕等を行うことは財政的に大きな負担となる。点検や修繕を行う際の高速道路本線の交通規制も高額である。 また、5年に1回の法定点検については、法改正により新技術の導入が可能となったものの、現状では対応する事業者も少なく、財政負担の低減にはつながっていない。 高速道路に架かる橋が原因となる事故リスクを早期に軽減するため、国の支援拡充と高速道路会社の負担をお願いしたい。		
関係法令	道路法42条 道路法施行令35条の2 橋梁定期点検要領		

【危機管理建設 8】（1 月副市長会、4 月総会採択）

区分	☐ 新規 ☒ 再提案 (H28・8・25第139回総会；長野市)		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他 ()		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☒ 危機管理建設
要望先	☐ 国	担当省庁	
	☒ 県	担当部局	建設部
	☒ その他	名称	長野県道路公社
件名	8 長野県道路公社が管理・運営する有料道路の早期無料化について		
提案市	中野市		
提案要旨	県道路公社が管理・運営する有料道路は、県内の観光振興だけでなく、通勤や物流においても極めて重要な路線であり、県内の観光振興、地域の経済の活性化のために、早期無料化を望むものである。		
提案理由	有料道路を無料化することにより、地域間移動が促進され、また、支払われる通行料金が消費に回ること等により、観光面で、多くの経済波及効果が図れると考えられるが、県道路公社が管理・運営する有料道路は、日常の通勤や、物流においても極めて重要な路線も含まれていることから、観光面以外の地域経済にも大きな効果があると考えられる。中野市において、志賀中野有料道路が無料化されると、市内の渋滞路線の解消につながり、市民の利便性の向上、農業、商業者の販売促進、輸送等のスムーズ化につながり、大きな経済効果があると考えられる。 他の有料道路においても同様の効果を期待するものである。 そのため、県道路公社が管理している有料道路を無料化することにより、地域経済の活性化を図るものである。		
現況及び課題等	現在、県道路公社では、5路線6区間を管理しており、そのうち、通行量の多い「三才山・松本トンネル」「新和田トンネル」については、早期に事業費の償還を終える予定であるため前倒しで無料化が実施されることとなったが、他の路線については計画通り、料金徴収を今後も継続する予定である。償還を終わらずに早期無料化が実施されると公社への県出資金が県に返還されずに放棄等する必要があり、県財政へのデメリットも大きい。観光振興、産業振興による地域経済の活性化によるメリットも大きく、市民の日常の利便性の向上が期待される。		
関係法令			

【危機管理建設 9】（1月副市長会、4月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☒ 危機管理建設
要望先	☒ 国 ☒ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	国土交通省 建設部
件名	9 河川監視カメラ及び危機管理型水位計の設置・増設等による情報発信の推進について		
提案市	上田市		
提案要旨	河川の洪水時等に、自らの判断で自らの命を守る行動の判断材料として、河川監視カメラの映像や水位等の情報は大変有用である。そのため、身近な中小河川等の情報も得られるよう更なる設置及び増設を要望する。		
提案理由	令和元年東日本台風は、比較的降水量の少ないと言われる地域においても記録的な大雨となり、河川が増水し、各地において避難指示等が発令されたほか、千曲川流域を中心に堤防の決壊や欠損等の被害をもたらし、災害により尊い命も失われた。 今後も気候変動による大雨等のリスクが高まることが予想され、長野県においては河川監視カメラ・水位計の増設を計画しているが、県が管理する一級河川は737河川と多いため、加速度的な整備が必要である。		
現況及び課題等	・ 県管理河川の上流にあるダムの放流も、下流域においては必要な情報であり、設置場所等の配慮が望まれる。 ・ 県管理河川における設置状況等(令和元年11月末現在) 河川監視カメラ；28基 ⇒ 令和2年度中に計190基とする計画 危機管理型水位計；98河川・193基 ⇒ 令和3年梅雨期までに165河川・約300基とする計画 （R元年12月、長野県議会の答弁より）		
関係法令	河川法ほか		

【危機管理建設 10】（7月副市長会、8月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☒ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☒ 危機管理建設
要望先	☒ 国 ☒ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	国土交通省 建設部
件名	10 ハザードマップ作成事業に関する財政支援について		
提案市	東御市		
提案要旨	ハザードマップ作成に際し、最新の情報を反映させるため、見直し業務実施に必要な財政支援の継続を要望する。		
提案理由	当市では令和2年度に社会資本整備総合交付金にてハザードマップの見直しを計画していますが、今後、新たな浸水想定区域図の公表や災害等でハザードマップの見直しを行わなければならない場合、単独予算での見直しを行わなければならない、財政的負担が大きいため財政支援が必要である。		
現況及び課題等	県では信濃川水系治水対策プロジェクトの一環として、県内中小河川の浸水想定区域図の作成を令和2～4年度の中で計画しています。 現行のハザードマップ作成事業の交付金制度が令和2年度で終了してしまうことや、中小河川の浸水想定区域図作成のための交付金制度等がないため、当市といたしましては来年度以降の更新について単独予算での対応となり、財源確保が課題である。		
関係法令	・水防法 ・社会資本整備総合交付金交付要綱		

【危機管理建設 11】（1月副市長会、4月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☒ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）	分野	☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☒ 危機管理建設
要望先	☒ 国 担当省庁 国土交通省 ☐ 県 担当部局 ☐ その他 名 称		
件名	11 空き家問題解決への支援制度等について		
提案市	諏訪市		
提案要旨	各自治体では、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき空家等対策計画を策定し、当該課題に鋭意取り組んでいるが、更なる課題解決推進のため、支援事業の新設・拡充等を要請する。		
提案理由	空き家対策においては、地域防災、安全確保の観点から管理不全な空き家に対する措置が課題の一つとなっている。一方で、空き家の利活用推進を図ることも問題解決の有効な手段であるが、様々な課題があるため進んでいない。 国においては、空家対策総合支援事業等支援制度措置、また税制措置を実施しているが、各地域の課題に即効性のある支援制度新設を要請する必要がある。		
現況及び課題等	当市においては、都市基盤整備がなされている中心市街地における空き家の増加が顕著となっているが、狭小空き家（家屋・敷地）であることなどから、売買等には不向きであり、具体的な問題解決には至っていない。こうした中心市街地の狭小空き家については、隣地所有者等へ譲渡することが有効であるが、そのためには隣地所有者への税控除などの軽減策も必要と考える。また、空き家の発生を抑制するための相続に伴う譲渡所得の特別控除制度はあるものの、中心市街地においては、空き家化してからの経過年数が長く、税控除の特例も使えない状況である。国が進めるコンパクトシティ推進のためにも、中心市街地等の狭小空き家に対する新たな支援制度を求める。 空き家となってからの経過年数が長い狭小空き家を譲渡する場合も活用できる譲渡所得の控除制度の新設や、隣地所有者等が狭小空き家を購入した場合の不動産取得税、登録免許税の税優遇措置など、利活用の推進が図られる即効性のある支援制度等を要望する。		
法令関係	空家等対策の推進に関する特別措置法		